

【表面1, 2, 3枚目】

[illegible]

年度の国民健康保険税の算定明細：1						
医療分	課税明細		変更前	変更後	増減	
	所得割額	基礎額	円	円		円
		×	円	円		円
	資産割額	基礎額	円	円		円
		×	円	円		円
	均等割額	被保険者	人	人		人
		×	円	円		円
	平等割額		円	円		円
	算出額		円	円		円
	軽減額	軽減区分				
		均等割額	円	円		円
		平等割額	円	円		円
	限度超過額		円	円		円
	年間保険税		円	円		円
	増減調整額		円	円		円
	条例減免額		円	円		円
分	医療分保険税額		円	円		円
	(A)	一般分	円	円		円
		退職分	円	円		円

年度の国民健康保険税の算定明細：2						
支援金	課税明細		変更前	変更後	増減	
	所得割額	基礎額	円	円		円
		×	円	円		円
	資産割額	基礎額	円	円		円
		×	円	円		円
	均等割額	被保険者	人	人		人
		×	円	円		円
	平等割額		円	円		円
	算出額		円	円		円
	軽減額	軽減区分				
		均等割額	円	円		円
		平等割額	円	円		円
	限度超過額		円	円		円
	年間保険税		円	円		円
	増減調整額		円	円		円
分	支援金分保険税額		円	円		円
	(B)	一般分	円	円		円
		退職分	円	円		円

年度の国民健康保険税の算定明細：3						
介護分	課税明細		変更前	変更後	増減	
	所得割額	基礎額	円	円		円
		×	円	円		円
	資産割額	基礎額	円	円		円
		×	円	円		円
	均等割額	被保険者	人	人		人
		×	円	円		円
	平等割額		円	円		円
	算出額		円	円		円
	軽減額	軽減区分				
		均等割額	円	円		円
		平等割額	円	円		円
	限度超過額		円	円		円
	年間保険税		円	円		円
	増減調整額		円	円		円
分	介護分保険税額		円	円		円
	(C)	一般分	円	円		円
		退職分	円	円		円

※個人の課税明細は記載していませんので、必要な場合はお問い合わせください。

(裏面1、2、3枚目)

国民健康保険税について

国民健康保険制度は、みなさんが病気やケガをしたときの医療費をはじめ出産育児一時金、葬祭費の給付など被保険者の健康と暮らしを守ることや介護保険制度のサービスを維持するための相互扶助の制度です。

国民健康保険制度は、国からの補助金と皆さんが納める保険税（医療分・後期高齢者支援金分・介護分）を財源として運営されています。

一人ひとりが医療費の節約に努めなければ、医療費が増え保険税の引き上げともなりますので日頃から健康に心がけて下さい。

1 納税義務者

国民健康保険の被保険者である世帯主及び世帯内に国民健康保険の被保険者を有する世帯主が納税義務者となります。

2 国民健康保険税の決めかた

保険税は、その年の医療費がどのくらいになるかを予測したうえで国民健康保険及び後期高齢者支援金及び介護保険で必要とする費用のうち、保険税でまかなわなければならない額を次の4つの項目にふり分けて算出し、その合計額を1年間の保険税としています。

- 所得割額……前年中の所得に応じて算出する額
- 資産割額……固定資産税額に応じて算出する額
- 均等割額……被保険者数に応じて算出する一人当たりの額
- 平等割額……1世帯当たりの額

3 異動の届出

世帯内に異動が生じた場合は『14日』以内に届出をして下さい。保険税は届け出た日からではなく、本来国民健康保険に加入すべき日にさかのぼって課税されます。なお、世帯内に異動があった場合は、月割計算にて税額を更正し、あらためて納付書を送付します。それまでは前の納付書で納めておいて下さい。

は い る と き			や め る と き	
届出が必要な場合	準備するもの		届出が必要な場合	準備するもの
転入したとき	他市町村発付の転出証明書	印かん・被保険者証	転出するとき	印かん・被保険者証
子供が生まれたとき	出生届をして下さい		死亡したとき	印かん・被保険者証
生活保護をうけなくなったとき	生活保護廃止通知書		生活保護をうけるようになったとき	印かん・被保険者証 生活保護開始通知書
職場の保険を脱退したとき	社会保険離脱証明書		職場の保険に加入したとき	印かん・被保険者証 職場の保険証

(裏面4、5、6枚目)

その	他の
届出が必要な場合	準備するもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん・被保険者証
退職者医療制度の対象になったとき	印かん・被保険者証・年金証書

※家族のなかに社会保険等の加入者がいる場合、被扶養者の認定基準内であれば社会保険等の被扶養者になれる場合がありますので、勤務先でご相談のうえ、該当になる場合はすみやかに手続きをして下さい。なお、下記の基準はあくまで参考ですので、くわしくは勤務先でご確認下さい。

- 60歳以上又は障がい者……収入が180万円未満
- 59歳まで…………… 〃 130万円未満

4 介護保険について
40歳到達日（生年月日の前日）より65歳到達日（生年月日の前日）までを介護2号被保険者とし課税されます。

5 不服申立
この納税通知書に記載された事項に不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に異議の申立てをすることができます。
処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後に、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富岡町を被告（町長が被告の代表者となります。）として提起することができます（ただし、その期間内であっても、処分の日から1年を経過すると提起することができなくなります）。
なお、次のいずれかに該当する場合は、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
(1) 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。
(2) 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

☆普通徴収の税金を納める場所……

問 い 合 わ せ の 窓 口	電 話 番 号